

## 十二、中国問題

### 1 中国代表権問題

中国問題は、日本の外交にとって古い問題であったが、今日における新しい問題でもある。かつての日本は、中国を含む大陸に野望をもち、その運命の形成に参加しようとする冒険を試みたことがあった。しかしそれは無惨にも失敗に終わった。今日の日本人は、そのような見果てぬ夢を今なお追っているわけではない。ただ中国と日本との関係をどのように取結び、相互の平和共存をどうして確保するかということ、中国問題の中身として受取っているのである。

ところが今日の中国には不幸にして二つの政権が存在してある。そしてこの両政権は相互に妥協を許さない対立と嫉視の間柄にある。何れもが中国は一つであり、そして自分こそがその正当

な代表権者であるという一貫した主張を捨てていない。したがって何れの国の中国政策も、そのために至極厄介なものになっておるが、日本にとっては特にそうである。もし中国が、二つの中国となつて固定するか、一つの中国、一つの台湾となつて法的にも事實的にも落着いてくるかすれば、その困難の度合いはよほど緩和されるであろうが、北京と台北の両政権は、前述の通り、何れもが中国は一つであり、自分こそがその正当政府であるという鉄則を堅持しておる。したがつて世界各国は、中国に対してはどうしても北京か台北かの二者択一に迫られることになり、その何れかを承認することになっておる。国連においても、中国代表権問題という形において、中国を真に代表するものは北京か台北かという問題が久しく問題となつており、今日に至るもその決着はついていない。

しかしわが国が、この選択に當つて他国に類比を見ない程度に苦惱を重ねておるのは、日本特有の事情があるためである。先年ドゴールは北京政府を承認し、自動的に台北政府と断交することになったが、フランスでは大きい困難を伴うことなくそのことができた。ところが日本の場合には、台北政府との友好関係は歴史的にも経済的にもフランスと比べものにならないほど濃密である。なるほど日本にも北京を中国の正当政府として認むべしとする根強い主張があるが、そのことは直ちに台北との断交を結果することになることは火を見るより明らかである。日本にとつ

て台北との断交は単に便宜や好悪の問題ではない。外交面のみならず内政面からみても最も重要な問題の一つである。よほどの理由と名分がなければ踏み切れる問題ではない。

そこで日本はまず、国連における中国代表権問題の行方を注意深く見守ってきた。台北は国連創設以来その有力なメンバーとして、その義務を忠実に果してきた。よほどの理由と名分がなければその保有する代表権を剥奪することはできないはずだ。他方、朝鮮戦争以後、北京はしばしば国連においてその好戦性の故をもって非難されてきた政権である。北京自らも進んで国連にはいり、国際平和に協力しようとする素直な意志を表明したことはなく、国連に対して終始、高姿勢を崩していない。そういう政権を国連において中国を代表するものと決めるには、これまたよほどの理由と名分がなければならぬはずだ。国連のユニバーサリティの原則だけでは十分の根拠とはなり得ない。

だからこの問題は、世界平和の観点から重要な問題であるばかりでなく、国連の憲章からいっても国連の政策からいっても、まことに厄介な問題で、国連の存廃をゆさぶるほどの問題である。われわれがこの問題が重要事項であるという判断をもつことは当然であり、中国代表権問題が暗確に乗り上げそうになれば、重要事項指定方式を持ち出して当面をしのいできた所以もここにあり、この問題に対する日本政府の優柔不断は、独り日本政府の責にのみ帰すべきものではなく、

問題自体がそのように複雑であり微妙であり、かつ今日の世界の権力構造の根底に深く根をおろしたものであるからである。

この問題はかくて依然未解決であり、近い将来、解決の結口がつかめそうでもない。ただ、今日までの経過を示せば次の通りである。

国連において中国代表権問題が提起されたのは、一九五〇年の第五回総会以来のことであるが、ソ連等は、中国の正当政府は中共であるとし、種々の方法を用いて国府代表を国連の諸機関から排除し、中共代表を着席せしめようと試みた。これに対し、米国は、そのつど中国代表権問題を総会の議題とすることを拒否し、いわゆる棚上げ案をもって対抗した。そしてこの棚上げ案は第十五回総会まで可決されてきた。

一九六一年九月十七日、ニュー・ジールランドはこの代表権問題を第十六回総会の追加議題として採択するよう要請したが、一方ソ連も翌十八日、中共の合法的権利の回復を同じく追加議題として採択するよう要請した。その結果この二つの議題は九月二十五日の総会において正式に採択され、十二月一日から十五日まで一般討論が行なわれた。

この一般討論において、日本代表岡崎勝男氏の発言要旨は次の通りであった。

- (1) 台北も北京もそれぞれ中国の正統政府であると強く主張しているので、この積年の基本

的紛争の解決は困難であると思うが、この問題が議事日程にのぼってきた事實は、解決の手がかりが見出されるかも知れないという希望を与える。

- (2) 中華民国は国連原加盟国の有力な一員として憲章上の義務を誠実に履行してきた。
- (3) 本問題の解決に当っては、国連憲章の諸条項及び国連の採択した諸決議を十分考慮すべきである。

- (4) 国連加盟国中四十九カ国が中華民国政府を、三十七カ国が中華人民共和国政府を承認している。

(5) 本件の如き、将来にとり大きな危険をはらむ重大問題は、すべての関連事實及び問題のあらゆる面を徹底的に究明し、慎重に審議され、世界社会の最大の利益に従い、関連する複雑な要素の均衡のとれた現実的評価を基礎として行なわれることを強く希望する。

かくて十二月十五日の本会議で、中国代表権問題を重要問題であるとする日本を含む五カ国決議案は、賛成六一、反対三四、棄権七で可決、ソ連決議案は、賛成三六、反対四八、棄権二〇で否決された。

その後ソ連、次いでアルバニアの北京に代表権を認むべしとする決議案は、次の通りの経過を経て否決された。

第十七回総会	賛成三六	反対四八	棄権二〇
第十八回総会	" 四二	" 五六	" 二二
第十九回総会	" 四一	" 五七	" 二二
第二十回総会	" 四七	" 四七	" 二〇

ただ第二十回総会においては、アルバニア案の決議案の否決の前に日本を含む十一カ国の重要事項であるとする決議案が、賛成五六、反対四九、棄権一一で可決されておる。

来るべき第二十一回の国連総会においても、この問題が議題となる気配が濃厚であるが、過去一年間の中共の外交政策の失敗等からみて、北京が去年より有利な立場に立つとは考えられないが、一方中共を国連に迎え入れるべしとする筋論も依然強いので、本件は今年も相変わらず低迷することとなるう。

## 2 周鴻慶事件

中共油圧機器訪日代表团（一行八名、団長陶享威）が日本油圧工業会と日中貿易促進会との招請によって、世界油圧機械見本市參觀とわが国の工場見学のために来日したのは、昭和三十八年

九月六日であった。一行は十月七日午前、本邦を出発して帰国する予定であったところ、団員（通訊）周鴻慶は、同日早朝宿舍パレス・ホテルを脱出、ソ連大使館に至り、車を止めさせて同大使館の門の鉄柵を乗り越えて構内に入った。十月八日、麻布警察署はソ連大使館から周の身柄を受領し、不法残留の故により逮捕状を執行、同署に留置した。

同日、ソ連大使館員は外務省を来訪し、「周はソ連に赴きたい旨を述べたが、大使館においては在外ソ連大使館の立場を説明するとともに、同人に中共への帰国を勧めた結果、同人は大使館を立ち去った」旨説明した。一方、在京中華民国大使館は同日口上書をもって、「周が当初台湾に亡命するつもりであったとの報道にかんがみ、同人の意思を尊重し、同大使館は周を引取る用意がある」旨申入れてきた。

警察当局による取調べは十月八日午後七時終了し、身柄は麻布警察署に拘置したまま、事件は東京地検に送られた。警察当局の取調べ中、周は「中共にだけは帰りたくない」とし、台湾への送還、日本滞在等を希望した趣きである。

検察当局の取調べの結果、九日午後、東京地検公安部は最高検、東京高検と打合わせ、周の出入国管理令違反事件に対し起訴猶予の処分をした。これによって、周に対する刑事処分は終り、周の身柄は当日午後六時過ぎ麻布警察署から釈放され、同時に東京入管当局は周に対し不法残留

者として收容令書を執行した。

入管の違反処理は十月十五日終了し、同日「退去強制事由に該当する」旨の認定が行なわれたが、これに対し、周は日本に在留できるか、台湾に送られるかについて口頭審理を請求した。

十六日、入管は口頭審理に入るとともに、代理人を選任せしめることとし、本人の選択によりまず同日午前、在京中華民国大使館吳玉良書記官および藤井弁護士をして周に面会せしめたところ、周は台湾へ行きたいと述べ、台湾への渡航手続依頼書を書いて吳書記官に手渡し、藤井弁護士への委任状を書いた。

次いでその日の午後、日本油圧工業会推薦の小田弁護士が周と面会した。周は小田弁護士に対し、台湾行きの前言をひるがえし、日本に居住したいといい、さき在京中華民国大使館吳書記官に依頼した台湾への渡航手続依頼書を取消した。

十七日午前、入管は係官立会いの下に藤井、小田両弁護士を同時に周に面会せしめた。この時、周は日本にいたい旨の意思を明示した。

十月二十三日、口頭審理は終り、「退去強制事由に該当するとの認定に誤りない」旨の判定が下された。これに対し、周は所定期日内に異議申出書を提出し、日本残留の意向を表明する予定である旨述べた。

ところが十月二十四日早朝に至り、周は突然中共へ帰国することに決めたといひ、異議申出放棄書を提出した。入管当局は周が中共に帰ることに意思を変更したことを確認するために補充質問を行なつたが、周は「このことは、自分で考えたことでだれの影響も受けていない」旨述べた。

周に対し退去強制令書が発行されたのち、十月二十九日及び三十日の二回、口上書をもつて在京中華民国大使館は、周を絶対に中共に帰してはならぬと前提し、周の中共帰還は中共系分子の甘言強迫によるものであり、その本来の意思であると思われれる台湾渡航を実現出来るよう努力されたいと申し越すとともに、日本政府が本件のような高度の政治問題を単に法律問題として処理しないよう要望した。

十一月一日、周は早期帰国を要求してハンストを開始、同二日、左派華僑總會代表者は上田誠氏外二名を代理人として東京地裁に人身保護を請求し、十一月四日、人身保護命令の仮処分が出された（審問期日十一月八日と決定）。

十一月五日、周はハンストを中止したが、これに基づく身体の衰弱もあつて、十一月七日、高木日赤社会部長を身許引受人として期間一カ月の仮放免が許可され、同日、日赤病院に入院した。同時に、人身保護請求の取下げがあり、人身保護命令の取消し決定があつた。

十一月六日、在華木村大使は一時帰国し、周の中共帰還決定に対する中華民国の強い態度について報告するところがあった。在京英国大使館は、十一月十六日付口上書をもって、周の香港通過査証が取消されたことを入管当局に通報方依頼してよこした。

仮放免の期間は十二月六日までであるが、十二月七日、日赤高木部長が本人と協議の上、本人に代つて仮放免の申請を行ない、期限は一応十二月二十日までとなつたが、同日さらに十二月三十一日まで延長された。

十二月二十七日、周を東京入管に出頭せしめ、政府みずから周の意思を確認したが、周は依然として中共に帰還すべきことを主張した。よつて、一月一日以降本人の自由意思に従つて中共に帰還することを許可することとした。

事実の経過は、前述の通り、ずいぶん混み入つたものであつたが、日本政府はこの問題の処理については、従来同様一貫して不法残留者に対する措置として、国内法規のルーチン的なかつ公正なる適用により解決をはかることに努力してきた。わが国の法規は、本人の自由意思を尊重し、人道的考慮に基づくことを主旨としている。したがつて世上一部に、日本政府が本件処理の過程において、一部左派系人士の圧力等により法規の適正な適用を曲げ、周の自由意思が損なわれたかのごとき非難が存することは、政府にとって心外なことである。

出入国管理令によれば、外国人が何等かの理由により日本に在留することを求める場合には、人道上の見地よりこれを認めうる途が開かれているのであり、これにより事実上、政治亡命を救済することも可能なのである。

また日本在留が認められない場合には国外退去が命ぜられるが、これは単に「日本在留を認めず」とするに止まり、いかなる地にもいかなる方法で出国するかは、本人の自由意思を尊重して決定されるものである。

周の行動が、当初においては、政治亡命的な外観を呈したことは事実であるが、周が真に政治亡命を意図したものであったのであれば、日本に在留する途も開かれており、また本人が希望する地への出国・亡命も可能であったわけである。関係当局は十分そのことを本人に認知せしめていたのである。

しかるに政府当局の取調べに対し、周はその意思を転々と変えたあげく、結局十月二十四日、入管における最終審理の段階で、中共に帰還する意思を確定的に表明し、日本在留を請求する権利を放棄したため、同月二十六日、同人に対し国外退去命令が発せられたのである。

しかしながら、前述のとおり同人が入管収容の初期の段階において、再三意思を変更したことは事実であり、またこれが各方面に本人の真意が何処にあつたかという疑問を投げかけたことを

考慮し、政府としては、本人の意思確認になお慎重を期し内外の誤解を一掃するため、同人を仮放免に付し、暫時、本人の意向を見守ることとした。しかしながら、その後も一貫して同人の中共帰還意思に変更が認められなかったため、一月一日に至り、同人の出国を許可した。

なお同人が入管に収容されている間、政府は本人の意向を尊重しながら、中国大使館員を含め、関係者に平等に周氏との面会の許可を与えている。また仮放免後、出国の許可ができるまでの期間、本人が日本赤十字病院に入院していたことについて、日本赤十字病院が共產主義の巢であるとか、あるいはこの間、日本政府は意識的に本人を中共系の華僑や左翼日本人にのみ面接せしめ、周を徹底的に洗脳せしめたなどという非難が行なわれたが、この非難は全く当らぬといわねばならぬ。一般に日本赤十字に対する故なき中傷も由々しい事実であるが、仮放免後の本人は政府の直接の管理を離れており、政府としては特定人との面会を強制し、または本人の面会希望を妨げることができない立場になかった点も理解されなければならない。さらに、日赤より他の施設に移せという本人以外からの希望についても、本人が同意しない限り法規上如何ともできないのみならず、これを本人の意思に反して強行するときは、個人の自由を不当に拘束することとなり、基本的人權無視のそしりをまぬかれないこととなる。

以上述べたように政府としては本件処理に当り、法治国家としての当然の義務である関係法令

の公正な適用と、世界的に認められ、かつ、日本国憲法の大原則の一つである基本的人権の尊重とを念頭に入れて行動してきた。この間、中華民国が本件に異常な関心を示したことにかんがみ、通常の外交チャネルを通じて、同国政府に対し必要な説明を行なうとともに、担当局長を派遣して説明に当らせる等、同国の理解を得るためできるだけ配慮してきたことも付記しておきたい。

### 3 中共貿易

長崎の国旗事件以来中断していた中共貿易再開の気運は、池田政権成立とともにとみに高まってきた。それには英独仏等の西欧先進国の中共貿易が増加する勢いを示したのに対し、日本の国内においては大陸市場をこれら各国に奪奪されてはという焦慮があった。また革新陣営は、終始その再開を政府に迫っていた。もとより日中貿易再開のインセンティブは、中共側にも強いものがあることは、いろいろの理由から当時すでに推測されていた。

ところが、この問題にはアメリカや台湾側の反応が懸念された。事実、アメリカはこの動きを歓迎していないようであった。好戦的な中共との貿易は、直接間接に中共の戦力増強に寄与するであろうとの認識があった。しかしこの貿易再開はチンコムのような国際協定に違背するもので

はないので、表面きって日本側にその断念を要請できる性質のものではなかった。

私の何回かの渡米に当たっての米国首脳との会談においても、貿易再開のことはもとより話題になつたのであるが、私は国民の大多数がこれを欲する以上、民主的な政府としてこれを拒否する立場にないこと、さらにはこれを認める方向に施策することが、日本における民主政治の定着化に寄与するものであることを繰返し説明したのである。また貿易が終極においてバランスしなければならぬ以上、結局、対中共貿易の限界は中共側の輸出力にかかつておる。したがってそれは、そう無闇に増加することも予想できないし、中共との貿易は現状においては民間レベルの商業ベースで行なわれるものであり、政府は特に中共貿易をエンカレジするものでもなければ、デイスカレジするものでもないことをあわせて説明しておいた。アメリカ側の反応は、アグリーするのでもなく、デイスアグリーするのでもなく、ただアンダスタンドはできるといふ程度のものであった。今日に至るもその態度は大きくは変わっていないと思う。

一方、台湾側はアメリカ以上に、この再開の動きを歓迎していなかったことはもちろんであるが、その反対が高まって具体的な行動に出るようになったのは、倉レのビニロン・プラント輸出に対する中共の延払いが問題になってからのことであつた。

当時の張厲生駐日大使は再三、私に対してこの問題を取上げないよう強く要請された。私はそ

れに対し、今日の世界貿易の主導的な形態は、最早バラバラの物品の売買ということより、プラントのようなまとまった形態に移りつつあるし、支払いもまた現金決済ではなく、長期の延払い形態に移行しつつある。いやしくも貿易をやる以上は、こういう時代の推移に背を向けるわけにはまいらないし、日本がいわゆる西欧なみの中共貿易をやらなまいということでは、日本国民を納得せしめることに困難を感ずることもあるので、この点は諒解していただきたい、とこれまた繰返し説得に努めたのである。

かくてこのヒニロン・プラントの輸出は実行に移されたが、張大使の衝撃は大きかったと見えて、大使は間もなく駐日大使を辞任され帰国された。国民党の書記長として秀れた政治家であつたばかりでなく、その枯淡敦厚な性格のゆえに、内外から深い尊敬をかち得ておられた方だけに、私にとつても断腸の思いであつた。

このことがあつてから台湾の対日外交攻勢が続き、わが国との輸出入、わが国における政府の買付等が停止または制限され、日台関係は暗い谷間におちこむかに見えた。そこで池田首相は、吉田元総理の訪台を懇請することになり、次いで私の正式訪台ということになり、彼我の誤解を解き、理解を進める一連の動きとなつたことは御承知の通りである。

吉田書翰の問題、その直接のきつかけとなつたニチボアのヒニロン・プラントの問題とその経

過は、すでに衆知のことであるが、これは本来、貿易問題ではなく政治問題である。何となれば  
プラント輸出に輸銀の金融をつけるかどうかは、日本国内の金融技術の問題にすぎないし、それ  
によってプラントの交易条件に何等の変化をもたらすものでもなく、ただ輸銀という政府機関を  
参加させないのほけしからん、あるいは政府機関だから参加させてはならないという政府機関を  
双方の政治的言いがかりにすぎないからである。つまり、今日中共貿易はその基本になる中国問  
題が片付いていないために、このように絶えず政治問題化する因子をばらんであるといえよう。